

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士尾崎悠吾



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

財産分与の「2分の1ルール」が修正される事例

- 離婚における財産分与の制度は、①夫婦が婚姻中に有していた実質上共同の財産を清算分配すること(清算的分与)、②離婚後における一方の当事者の生計の維持を図ること(扶養的分与)、③一方の当事者の有責行為により離婚に至ったことにつき他方の当事者の被った精神的損害の賠償のための給付を行うこと(慰謝料)の3要素を含むとされています(最高裁昭和46年7月23日判決)。
- その中核である清算的分与については、現在、夫婦共有財産の形成についての夫婦の寄与度は特段の事情のない限り平等であるとして、分与の割合を2分の1とする実務が定着しています(いわゆる「2分の1ルール」)。
- もっとも、個別事情を考慮して、分与の割合を2分の1ではなく、修正する裁判例もあります。
例えば、夫婦の一方の特別な資格や能力により多額の資産が形成された場合です。
- 大阪高裁平成26年3月13日判決は、夫が医師であり、妻が診療所の経理を一部担当しており、財産分与対象財産が約3億円という事案について、「控訴人が医師の資格を獲得するまでの勉学等について婚姻届出前から個人的な努力をしてきたことや、医師の資格を有し、婚姻後にこれを活用し多くの労力を費やして高額の収入を得ていることを考慮して、控訴人(夫)の寄与割合を6割、被控訴人(妻)の寄与割合を4割とすることは合理性を有するが、被控訴人も家事や育児だけでなく診療所の経理も一部担当していたことを考えると、被控訴人の寄与割合をこれ以上減じることは、両性の本質的平等に照らして許容しがたい。」と判示して、2分の1ルールを修正しました。

- また、東京地裁平成15年9月26日判決は、夫が複数の会社を経営する財界人であり、妻が夫の公私に亘る交際を約15年間支えてきたものであり、財産分与対象財産が約220億円という事案について、「被告(妻)は、…間接的には、共有財産の形成や特有財産の維持に寄与したことは否定できない。」「しかし、他方、…共有財産の原資のほとんどが原告(夫)の特有財産であったこと、その運用・管理に携わったのも原告であること、被告(妻)が具体的に、共有財産の取得に寄与したり、A社の経営に直接的・具体的に寄与し、特有財産の維持に協力した場面を認めるに足りる証拠はないことからすると、被告が原告の共有財産の形成や特有財産の維持に寄与した割合は必ずしも高いとはいえない。」「原被告の婚姻が破綻したのは、主として原告の責任によるものであること、被告の経歴からして、職業に携わることは期待できず、今後の扶養的な要素も加味すべきことを考慮に入れると、財産分与額は、共有物財産の価額合計約220億円の5%である10億円を相当と認める。」と判示して、2分の1ルールを修正しました。
- このように、夫婦の一方に特別な資格や能力があり、これによって高収入が得られて、多額の資産が形成されたような事案では、寄与度の割合が修正されることとなります。
離婚訴訟では、その寄与度の割合は、個別具体的な事案を踏まえて判断されます。
他方で、特別な資格や能力がなくても形成可能な程度の財産であれば、原則どおり、2分の1ルールが適用されることとなります。
- 夫婦の一方が多額の財産を有している事案では、離婚協議を慎重に進めて行く必要があります。